

航空法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(本則関係)

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 一

(附則関係)

一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号) 二十
二 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号) 二十一
三 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) 二十二

航空法の一部を改正する法律案新旧対照条文
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章（第八章）（略）	第一章（第八章）（略）
第九章 雑則（第三百三十二条—第三百三十七条の四）	第九章 雑則（第三百三十二条—第三百三十七条の三）
第十章 （略）	第十章 （略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条 （略）	第二条 （略）
2 11 （略）	2 11 （略）
12 この法律において「航空交通管制圏」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する飛行場並びにその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。	12 この法律において「航空交通管制圏」とは、国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。
13 この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する飛行場以外の国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。	
14 （略）	13 （略）
15 この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行ふ飛行をいう。	14 この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行をいう。
16 この法律において「計器飛行方式」とは、次に掲げる飛行の方式をい	15 この法律において「計器飛行方式」とは、左に掲げる飛行の方式をい

う。

一 第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は航空交通管制区において、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行う飛行の方式

二 第十三項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏（航空交通管制区である部分を除く。）において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第九十六条の二第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行う飛行の方式

三 第一号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行う飛行の方式

17/20 (略)

(耐空証明)

第十条 (略)

2/4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするも

う。

一 第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

二 前号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

16/19 (略)

(耐空証明)

第十条 (略)

2/4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするも

のに限る。)

三 耐空証明を受けたことのある航空機

四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機(当該装備品に係る部分に限る。)

六 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 (略)

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

7 (略)

第十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十条第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

のに限る。)

三 耐空証明を受けたことのある航空機

六 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 (略)

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

7 (略)

第十三条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十条第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

3 (略)

4 型式証明を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該型式の航空機の設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、第一項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 前項の規定による確認をした者は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 前条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は前項の規定による確認をした者について、それぞれ準用する。

第十三条の三 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認（次項において「型式証明等」という。）を受けた者に対し、同条第四項の基準に

3 (略)

第十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 前条第二項の規定は、国土交通大臣がする第一項及び前項の承認について準用する。

適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、型式証明等を受けた者が前項の規定による命令に違反したときは、当該型式証明等を取り消すことができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

- 第十四条の二 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

(予備品証明)

- 第十七条 (略)

- 2 (略)

- 3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

(耐空証明の効力の停止等)

- 第十四条の二 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

(予備品証明)

- 第十七条 (略)

- 2 (略)

- 3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四 (略)

4 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
- 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
- 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力

一 第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四 (略)

4 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の製造及び完成後の検査の能力
- 二 航空機の整備及び整備後の検査の能力

- 四| 航空機の整備又は改造の能力
- 五| 装備品の設計及び設計後の検査の能力
- 六| 装備品の製造及び完成後の検査の能力
- 七| 装備品の修理又は改造の能力

2| 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3| 国土交通大臣は、前項の業務規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

4| 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5| 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

（試験の実施）

第二十九条 （略）

2| 4 （略）

5| 前項の指定の申請の手続、指定の基準その他の指定に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

6| 国土交通大臣は、第四項の指定を受けた者が前項の国土交通省令の規

- 三| 航空機の整備又は改造の能力
- 四| 装備品の製造及び完成後の検査の能力
- 五| 装備品の修理又は改造の能力

2| 前項の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（試験の実施）

第二十九条 （略）

2| 4 （略）

定に違反したときは、当該指定を受けた者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該指定に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該指定を取り消すことができる。

第三十二条 (略)

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。)に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2 航空英語能力証明の有効期間は、当該航空英語能力証明を受ける者の航空英語に関する知識及び能力に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

3 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、航空英語能力証明について準用する。この場合において、第二十九条第四項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第二百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」と読み替えるものとする。

第三十二条 削除

第三十三条 (略)

(国土交通省令への委任)

第三十六条 技能証明書、航空身体検査証明書及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空身体検査証明、航空英語能力証明、計器飛行証明、操縦教育証明、第三十五条第一項第一号の許可並びに同項第三号及び前条第一項第三号の指定に関する細目的事項並びに第二十九条第一項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項及び第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

(身体障害)

第七十一条 航空機乗組員は、第三十一条第三項の身体検査基準に適合しなくなつたときは、第三十二条の航空身体検査証明の有効期間内であっても、その航空業務を行つてはならない。

(航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件)

第七十二条 (略)

2/10 (略)

11 国土交通大臣は、指定本邦航空運送事業者が第六項若しくは第九項の規定又は前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定本邦航空運送事業者に対し、第五項の認定若しくは第六項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定若しくは審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその第五項の規定による指定を取り消すことができる。

(特別な方式による航行)

(国土交通省令への委任)

第三十六条 技能証明書、航空身体検査証明書及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空身体検査証明、計器飛行証明、操縦教育証明、第三十五条第一項第一号の許可並びに同項第三号及び前条第一項第三号の指定に関する細目的事項、第二十九条第一項の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目並びに航空従事者の養成施設の指定に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

(身体障害)

第七十一条 航空機乗組員は、第三十一条第三項の身体検査基準に適合しなくなつたときは、第三十三条の航空身体検査証明の有効期間内であっても、その航空業務を行つてはならない。

(航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件)

第七十二条 (略)

2/10 (略)

第八十三条の二 航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の国土交通省令で定める特別な方式による航行を行つてはならない。

(計器気象状態における飛行)

第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区、航空交通管制圏又は航空交通情報圏にあつては計器飛行方式により飛行しなければならず、その他の空域にあつては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(計器飛行方式による飛行)

第九十四条の二 航空機は、航空交通管制区若しくは航空交通管制圏のうち国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「特別管制空域」という。）又は国土交通省令で定める高さ以上の空域においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、特別管制空域ごとに、前項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

(航空交通の管理)

第九十五条の二 国土交通大臣は、空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、第九十六条及び第九十七条に規定するもののほか、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報の国土交通省令で定める国内定期航空運送事業その他の航空運送事業を経営する者（以下「国内定期航空運送事業者等」という。）への提供その他必要な措置を

(計器気象状態における飛行)

第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区又は航空交通管制圏にあつては計器飛行方式により飛行しなければならず、その他の空域にあつては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(計器飛行方式による飛行)

第九十四条の二 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「特別管制空域」という。）においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 第八十二条第三項の規定は、前項の規定による規制について準用する。

講ずるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の措置を講ずるに際しては、関係行政機関の長及び国内定期航空運送事業者等と相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣から情報の提供を受けた国内定期航空運送事業者等は、他の航空機の飛行計画その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある国土交通省令で定める情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 国土交通大臣は、国内定期航空運送事業者等が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該国内定期航空運送事業者等に対し、第一項の規定による情報の提供を停止することができる。

第九十五条の三 航空機は、国土交通省令で定める航空機が専ら曲技飛行等又は第九十二条第一項各号に掲げる飛行を行う空域として国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「民間訓練試験空域」という。）において国土交通省令で定める飛行を行うときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に訓練試験等計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた訓練試験等計画を変更しようとするときも同様とする。

（航空交通の指示）

第九十六条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。

2 （略）

3 航空機は、次に掲げる航行を行う場合は、第一項の規定による国土交

（航空交通の指示）

第九十六条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。

2 （略）

3 航空機は、左に掲げる航行を行なう場合は、第一項の規定による国土

通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、これらの航行を行わなければならない。

一 航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏における航行

四 第一号に掲げる飛行に引き続き上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行われる航空交通管制区のうち国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「進入管制区」という。）における計器飛行方式による飛行

五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区における計器飛行方式による飛行

六 航空交通管制区内の特別管制空域又は第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の許可を受けてする計器飛行方式によらない飛行（国土交通省令で定める飛行を除く。）

4 航空機は、前項各号に掲げる航行を行つてゐる間は、第一項の規定による指示を聴取しなければならない。

5 国土交通大臣は、航空交通管制圏ごとに、前二項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

6 前項の規定により指定された時間以外の時間のうち国土交通大臣が告示で指定する時間において第三項第一号から第三号までに掲げる航行を行う場合については、次条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（航空交通情報の入手のための連絡）

交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡したうえ、これらの航行を行わなければならない。

一 航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏における航行

四 第一号に掲げる飛行に引き続き上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行われる航空交通管制区のうち国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「進入管制区」という。）における計器飛行方式による飛行

五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区における計器飛行方式による飛行

六 航空交通管制区内の特別管制空域における第九十四条の二第一項ただし書の許可を受けてする計器飛行方式によらない飛行

第九十六条の二 航空機は、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、航行を行わなければならない。ただし、前条第一項の規定による指示に従っている場合又は連絡することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 航空機は、次に掲げる航行を行つている間は、前項の規定による情報を聴取しなければならない。ただし、前条第一項の規定による指示に従っている場合又は聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

一 航空交通情報圏における計器飛行方式による航行

二 民間訓練試験空域における第九十五条の三の国土交通省令で定める飛行

3 国土交通大臣は、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域ごとに、前二項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

(飛行計画及びその承認)

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏に係る飛行場から出発し、又は航空交通管制区、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、第九十六条第一項の国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従つて航行しなければならない。ただし、通信機の故障

(飛行計画及びその承認)

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、第二条第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場から出発し、又は航空交通管制区若しくは航空交通管制圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様である。

2 (略)

3 第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、前条の国土交通大臣の指示に従うの外、飛行計画に従つて航行しなければならない。但し、通信機の故障があつた場合に

があつた場合において国土交通省令で定める方法に従つて航行するとき
は、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、航空交通管制区、航空交通管制圏又は航空交通情報圏において航行している間は、国土交通大臣に当該航空機の位置、飛行状態その他国土交通省令で定める事項を通報しなければならない。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可した場合は、この限りでない。

2 (略)

(証明書等の承認)

第三百三十一条 次に掲げる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物並びに航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国（当該外国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該締約国を含む。）が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、第十一條第一項若しくは第二項、第二十八條第一項若しくは第二項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第五十九條、第六十五條から第六十七條まで、第九十二條第一項、第三百三十四條第一項、第四百

において国土交通省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏において航行している間は、国土交通省令で定める方法に従つて航空交通に関する国土交通大臣の指示を聴取し、及び国土交通大臣に当該航空機の位置、飛行状態その他国土交通省令で定める事項を通報しなければならない。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(証明書等の承認)

第三百三十一条 次に掲げる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物並びに航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国（当該外国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該締約国を含む。）が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、第十一條第一項若しくは第二項、第二十八條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第五十九條、第六十五條から第六十七條まで、第九十二條第一項、第三百三十四條第一項、第四百三十三條又は第四百五十

三条又は第百五十条の規定の適用については、国土交通省令で定めるところにより、第六条の航空機登録証明書、第十条第一項の規定による耐空証明、同条第七項の耐空証明書、第二十二条の規定による技能証明、第二十三条の技能証明書、第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書、第三十三条第一項の規定による航空英語能力証明又は第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

一〇四 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者

二〇八 (略)

二〇四 (略)

(手数料の納付)

第百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。))は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一〇九 (略)

の規定の適用については、国土交通省令で定めるところにより、第六条の航空機登録証明書、第十条第一項の規定による耐空証明、同条第七項の耐空証明書、第二十二条の規定による技能証明、第二十三条の技能証明書、第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書又は第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

一〇四 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の整備、改造、製造若しくは検査、航空従事者の養成、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一 航空機又は装備品の整備、改造、製造又は検査をする者

二〇八 (略)

二〇四 (略)

(手数料の納付)

第百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。))は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一〇九 (略)

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
十ゝ二十二 (略)

(職権の委任)

第百三十七条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛庁長官に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏並びに当該航空交通管制圏及び政令で定める飛行場の航空交通情報圏に接続する政令で定める進入管制区に係るもの

二ゝ四 (略)

4 (略)

(国土交通省令への委任)

第百三十七条の四 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

第十章 罰則

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

二ゝ十二 (略)

十ゝ二十二 (略)

(職権の委任)

第百三十七条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で左の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛庁長官に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏及びこれに接続する政令で定める進入管制区に係るもの

二ゝ四 (略)

4 (略)

第十章 罰則

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第百四十五条 航空機の使用者が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 削除

二ゝ十二 (略)

十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式による航行を行つたとき。

十三ノ十七 (略)

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行つたとき。

二 第二十条第五項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項又は第七十八条第四項において準用する場合を含む。

)又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

一の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行つた者

一の四・一の五 (略)

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第二項において準用する場合を

十三ノ十七 (略)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

一の三・一の四 (略)

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第二項又は第五十六条において

含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二の二(十) (略)

第一百五十四条 航空機乗組員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一(七) (略)

七の二 第九十五条の三又は第九十七条第一項の規定により承認を受けなければならない事項を承認を受けなかったとき。

八 (略)

八の二 第九十六条第三項又は第九十六条の二第一項(第九十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定による連絡をせず、又は虚偽の連絡をしたとき。

九 第九十六条第四項又は第九十六条の二第二項(第九十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定による聴取をしなかつたとき。

九の二(十) (略)

十一 第九十七条第四項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

十二(十四) (略)

2 (略)

(過料)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第五項(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)(の規定、第九十九条第四項若しくは第一百八条(第二百二十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定又は第二百二十九条

準用する場合を含む。)又は第五十六条の四第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二の二(十) (略)

第一百五十四条 航空機乗組員が次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一(七) (略)

八 (略)

八の二 第九十六条第三項の規定による連絡をせず、又は虚偽の連絡をしたとき。

九 第九十七条第一項の規定により承認を受けてしなければならない事項を承認を受けなかったとき。

九の二(十) (略)

十一 第九十七条第四項の規定による聴取若しくは通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

十二(十四) (略)

2 (略)

(過料)

第六十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第五十四条の二第一項又は第百七条の規定による掲示をせず、又は
虚偽の掲示をした者

一 第五十四条の二第一項又は第百七条の規定による掲示をせず、又は
虚偽の掲示をした者
二 第百九条第四項若しくは第百十八条（第百二十四条においてこれら
の規定を準用する場合を含む。）又は第百二十九条の三第三項の規定
による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

改 正 案	現 行
第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第十九項に規定する国内定期航空運送事業に係る航空券の交付を受ける。 2 （略）	第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第十八項に規定する国内定期航空運送事業に係る航空券の交付を受ける。 2 （略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十七項の航空運送事業を經營する者をいう。</u> 4、8（略）	（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十六項の航空運送事業を經營する者をいう。</u> 4、8（略）

改 正 案	現 行
（航空交通管制部） 第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百十号（航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものに限る。）及び第百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。 2 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務は、政令で定める。 3 航空交通管制部の管轄区域は、国土交通省令で定める。 4 航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。 5 前項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、国土交通省令で定める。 6 国土交通大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を地方航空局の事務所に分掌させることができる。	（航空交通管制部） 第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百十号（航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものに限る。）及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。 2 航空交通管制部の名称及び位置は、政令で定める。 3 航空交通管制部の管轄区域は、国土交通省令で定める。 4 航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。 5 前項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、国土交通省令で定める。 6 国土交通大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を地方航空局の事務所に分掌させることができる。